

資料 2

沼津市子ども読書活動推進計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づき、沼津市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、広く市民の意見を反映させるため、沼津市子ども読書活動推進計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、計画案について、検討協議し、教育委員会に対し意見具申又は提言を行う。

(組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育所・幼稚園・認定こども園関係者
- (3) 学校教育関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 子ども読書活動の推進に関する活動を行う者
- (6) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定時までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 懇話会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、懇話会を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、委員長が招集する。

- 2 懇話会は、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(処務)

第7条 懇話会の処務は、沼津市立図書館が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 6 月 1 日訓令甲第 2 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則（令和 3 年 6 月 2 日訓令甲第 2 号）

この訓令は、令達の日から施行する。